



一般社団法人

IGUNAL

法人本部／障害者相談支援センター ゆあらいふ

(受付時間 月曜日～金曜日／9:00～17:00)

仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目11-8-2

TEL. 022-357-0725 / FAX. 022-357-0726

E-Mail. igunal.r021217@gmail.com

HP. <https://www.igunal.org>



ホームページ

～概要～

名 称 一般社団法人 IGUNAL

所在地 〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目11-8-2

TEL. 022-357-0725 / FAX. 022-357-0726

E-Mail igunal.r021217@gmail.com

役 員 代表理事 福地 慎治 / 理事 菊田 繁

設 立 令和2年12月17日

事業内容

■ 指定相談支援事業

- ・ 指定特定計画談支援
- ・ 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 指定障害児相談支援

■ 自主事業

- ・ ペアレント・トレーニングなど障害児の家族支援に関わる事業
- ・ 社会福祉士の実習指導者によるソーシャルワーク実習の受け入れなど人材育成に関わる事業

沿 革

令和2年12月17日 一般社団法人 IGUNAL設立

令和3年4月1日 指定相談支援事業所「障害者相談支援センター ゆあらいふ」開設

一般社団法人IGUNAL 基本理念

1. 共感と承認を基盤に個人の自己実現の過程を共に歩み、人と人とのつながりを通して多様性を尊重する社会・共生社会を創造します。
2. 主体は本人であることを大切にします。本人の可能性に着目し、根拠のある実践を行ないます。
3. 私たちの仕事に完成はなく、常に発展の途中であることを認識します。失敗から学び、創造と挑戦を続けます。
4. 働く社員同士の係わりを大切にします。一人はみんなの為に、みんなは一人の為に。お互いの考え方を尊重し、開かれた対話と議論を通してより良い法人のあり方を考えます。
5. 公明正大を重んじます。国民から付託され障害福祉事業を行なうことに責任と誇りを持ち、健全な法人運営を行ないます。

～運営方針～

共生社会や多様性を尊重する社会を実現する為には、障害者相談支援事業所の存在が不可欠である。「申請」すなわち能動性が求められる社会保障制度と「自己責任」を求める社会的風潮の中において、その障害や生育歴等の影響により声を上げられない方々は社会や人とのつながりが希薄になる傾向にある。

故に一人ひとりの声とニーズを出発点として、エンパワメントの視点を持ったソーシャルワークを実践する障害者支援事業所の存在が不可欠なのである。また、縦割りと言う社会の仕組みにおいて、一人ひとりの生活とそのニーズを基盤に置き、中立性と公平性をもちながら、多職種連携を推進していく存在も必要となる。

私たちは、法人の基本理念を基盤とし、障害者相談支援事業等の実践を通して一人ひとりのニーズを充足して地域社会に貢献していくことを目的に本事業を運営します。

法人会員について

法人運営にご理解、ご協力ください。

正会員：3,000円（一口以上）

賛助会員：1,000円（何口でも）

職員紹介

管理者・主任相談支援専門員

福地 慎治

相談支援専門員

菊田 繁

今野 麻子

滝口 歩未

事務員

武田 泉



詳細はこちら

～事業内容～

1.指定相談支援事業

【特定相談支援、障害児相談支援事業】

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合に、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が発生します。

○対象

- ・障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者
 - ・地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者
- ※介護保険制度のサービスを利用する場合には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合。
- ・障害児通所支援を申請した障害児であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

2.一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

【地域移行支援】

入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合に、地域移行支援サービス費が発生します。

○対象者

- ・障害者支援施設等に入所している障害者
- ・精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）

○期間

6か月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月以内で更新可。

【地域定着支援】

居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行った場合に、地域定着支援サービス費が発生します。

○対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- ・居宅において単身で生活する障害者
- ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

○期間

1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。（その後の更新も同じ）

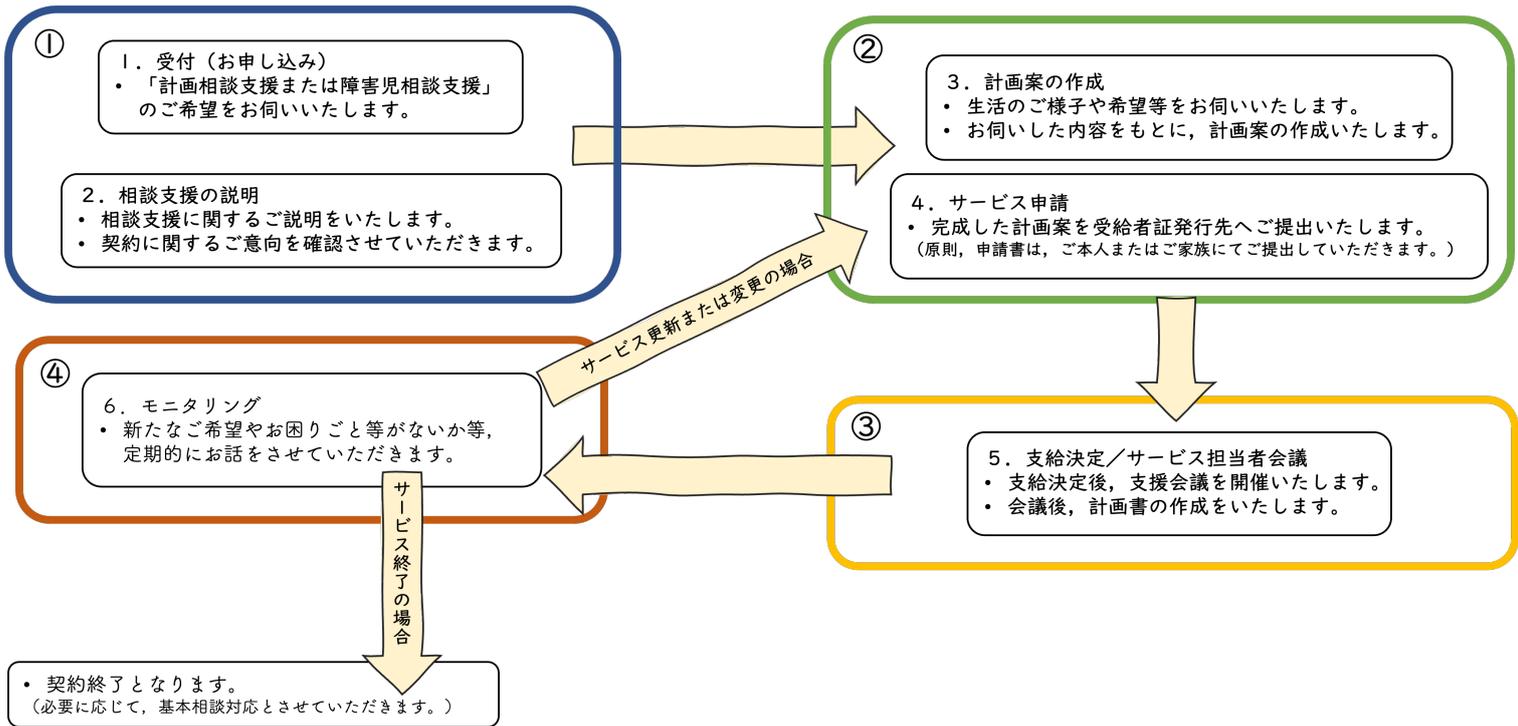
3.自主事業

- ・ペアレント・トレーニングなど障害児の家族支援に関わる事業

家族支援に関わるペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の研修会を開催または講師派遣を行います。

- ・社会福祉士の実習指導者によるソーシャルワーク実習の受け入れなど人材育成に関わる事業実習の受け入れ等の受け入れを行い、人材育成を行います。

計画相談支援・障害児相談支援の流れ



当センターでは、「主任相談支援専門員配置加算」「行動障害支援体制加算」「要医療児者支援体制加算」「精神障害者支援体制加算」が対象となっております。

✓ **行動障害支援体制加算**：行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して、適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置し、適切に対応できる体制を整えております。

✓ **精神障害者支援体制加算**：精神科病棟等に入院する者および地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等実施するために、精神障害者関係従事者養成研修を修了した相談支援専門員を配置し、適切に対応できる体制を整えております。

✓ **要医療児者支援体制加算**：医療的ケアを要する者に対して、適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置し、適切に対応できる体制を整えております。

外観



相談室・会議室

■当センターまでのアクセス

- ・仙台市鶴ヶ谷市民センターさんより徒歩約7分、鶴ヶ谷ショッピングセンターabAinさんより徒歩約9分。
- ・車でのお越しの際は、駐車台数に限りがあります。お近くのコインパーキングをご利用ください。
- ・最寄りのバス停（仙台市営バス）は、「鶴ヶ谷団地入口」になります。



IGUNAL

The image features the word "IGUNAL" in a stylized, hand-drawn font. Each letter is filled with a multi-colored, sparkling or glittery texture. The letters are arranged horizontally. Below the word is a large, colorful swirl that also has a sparkling texture, transitioning through the colors of the rainbow. The background consists of two overlapping circles: a light blue circle on the left and a pink circle on the right, both with soft, glowing halos.